

## 会 議 録

会議の名称		令和4年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年10月11日（火）10時00分から11時30分まで		
開催場所		つくば市役所 2階 職員研修室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	麻生委員、川島委員、中田委員、堀委員、横田委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	(つくば市の個人情報保護制度全般担当) 総務課：飯島係長、糸賀主査 (議会事務局) 議会総務課：町井課長、浅野課長補佐、矢口主査		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容に係る答申案 審議		
会議次第	1 開会 2 座長の選出 3 条例案の変更箇所について 4 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容に係る答申案審議 5 今後の予定 6 閉会			

〈審議内容〉

○事務局

今回の審査会では、個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規制定する必要が生じたことに伴いまして、審査会条例第2条第1項第5項に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、前回までの審査会で御審議いただきましたが、その結果を踏まえまして作成した答申案の内容について御審議をお願いするものでございます。次第に従って進めまして、正午の終了を予定しております。限られた時間ではありますがよろしく願いいたします。

早速ですが、次第の2座長の選出に移らせていただきます。以降の議事進行は横田会長をお願いいたします。

○横田会長

それではただいまから令和4年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて、座長を決めることとなっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、会議を始めたいと思っております。本日の委員の出席数は5名でありまして、本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。また本審査会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めてまいります。それでは審議に入っていきたいと思っておりますが、まず事務局から、今日の審査会の進め方等について説明をお願いいたします。

○事務局

まず、今日の審査会の進め方についてです。今日の審査会では、第1回、第2回で御審議いただきました、個人情報保護法施行条例案の内容に、若干ではございますが、変更が入っておりますので、その修正内容につき総務課公文書管理係から説明を行います。その後、個人情報保護法施行条例案の内容に係る答申について審議をお願いいたします。資料として、事前に送付させていただきました答申案ですが、前回、前々回の会議における審議内容を基に作成したものととなっております。答申案審議に当たっては、この答申案をたたき台として、最終的には答申書を完成していただければと思います。

次に、本日つくば市議会議長からの依頼文を机上で配付させていただいておりますので、その説明もさせていただきます。こちらは、つくば市議会の議長から当審査会に発出された依頼文であり、その趣旨としては、法制度が変わった後も引き続き議会に対する審査請求等について、この審査会に諮問し、審査していただきたいというものです。このことについても、疑問点等がありましたら、本日、議会事務局の職員も出席しておりますので、適宜御意見、御質問をいただければと思います。今日の審査会の進め方としては以上です。

○横田会長

ありがとうございました。それでは次第の3条例案の変更箇所について、に移ります。条例案に変更があるということなので、その内容について、総務課公文書管理係から説明をお願いいたします。

○総務課

条例の変更点と合わせまして、まず今後のつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定スケジュールの説明を先に行いたいと思います。本日お配りしました、資料4の方を御覧いただければと思います。このスケジュールの中央のところ、赤い星があるかと思いますが、こちらが本日の審査会で御審議いただく部分となっております。まず、前回7月22日に開催いたしました審査会の後、条例案を8月、市の意思決定機関である庁議に付議し、承認いた

いた後、9月2日から10月3日にかけて、パブリックコメントの意見募集を行いました。期間内に、パブリックコメントとして提出された意見は、特にございませんでした。また、今回の条例案には、旧条例に規定されていた罰則に対する経過措置が含まれておりますことから、8月8日付けで、水戸地方検察庁宛に条例案の協議を依頼しております。こちらはまだ協議は継続中で回答待ちといった状況になっております。今後の予定といたしましては、本日の審査会で答申案を御審議いただいた後、それが確定いたしましたら、つくば市議会12月定例会に議案を提出し、審議いただきます。そこで条例案が可決されましたら、来年1月に条例を公布し、その後2月に、個人情報保護委員会に条例を提出するとともに、条例案を内外に周知いたします。その後、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日の同日に合わせて、施行条例を施行する予定となっております。スケジュールについては以上となります。

続きまして、条例案の変更箇所について説明を行いたいと思います。本日お配りいたしました資料5「つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例案の変更箇所」を御覧いただきたいと思います。まず変更箇所1ですが、条例の名称が変更となっております。前回まではつくば市個人情報保護法施行条例案となっておりますが、法令審査の過程で、正式な法律名を冠した方が適切であるとの意見があったため、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例案といった名称に変更しております。

2番は実施機関の定義になります。この定義に関しましては、本日お配りした条例案の当日差し替え版という資料があるかと思いますが、そちらを御覧いただければと思います。これまで条例の実施主体を、「市の機関（議会を除く。以下同じ。）」と定義していましたが、変更案では、この第2条のところで、「この条例において実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに財産区をいう。」という形に変更させていただいております。この

経緯に関してですが、国の個人情報保護委員会から出された通知に基づくものとなっております。こちらもお配りした参考資料Aを参照いただければと思います。参考資料の2ページ目のところに、一部事務組合及び広域連合並びに財産区についてといった項目がございます。こちら一部読ませていただきますと、「個人情報保護法で規定する地方公共団体には、一部事務組合や広域連合財産区等の特別地方公共団体も含まれるため、その執行機関は個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等に該当します。したがって、個人情報保護法第5章等に定める規律の適用を受けることとなり、保有個人情報の多寡にかかわらず、必要な条例を整備することとなります。」といった見解が示されました。つくば市においては、昭和31年に設置された作岡財産区という機関がございます。こちらが施行条例の対象になると判断したことから、その財産区を含めた実施機関として、新たに定義し直したものになります。またこの財産区は特別地方公共団体であり、市と異なる法人格を有していることから、市の機関という定義に含めることは、適切ではないと判断したため、新たに実施機関という定義を、設けさせていただきました。これにより施行条例において、市の機関としていたところは、全て実施機関と置き換わっております。

なお、作岡財産区について、簡単に御説明させていただきますと、財産区という組織は、地方自治法第294条第1項に基づいて設置される特別地方公共団体であり、市町村合併などの配置分合が行われる場合などにおいて、市町村の一部が有している山林、原野、ため池といった財産の管理及び処分を行うための団体として、市町村とは別人格の法人である財産区を設置することが可能となっております。

作岡財産区に関しましては、戦前旧陸軍の西筑波飛行場として使用されていた用地の一部が、旧作岡村合併前の旧作岡村に払い下げられて、村有地となった後、昭和31年の町村合併で、筑波町が誕生するのを契機に、財産区として設置されたものとなっております。この設置後は、地方自治法第296条の2に規

定する財産区管理会を設置し、その土地を売却した収益をもとに、基金を設置し、公共施設の建設を補助するなどの活動を行ってきました。現在は、保育所及び高齢者施設の用地として、つくば市に土地の無償貸付けを行っており、現在はそれが主な活動内容となっております。また、財産区は原則として、固有の執行機関を持たず、その財産を管理する事務を執行するのは、財産区が設置されている市町村の長であるとされていることから、作岡財産区については、つくば市長が執行機関となっており、具体的な事務については、現在、市の財務部財政課が担当することとなっております。

続きましてつくば市情報公開条例の一部改正について、附則第2項という形になっております。この附則につきましては、本日お配りした条例案の、5ページでございます。5ページの赤字で書かれている部分となっております。また、参考資料Bといたしまして、情報公開条例の新旧対照表をお配りしております。この変更箇所について、少し読ませていただきます。第5条第2号となっております。個人情報保護に関する法律第60条第3項に規定する、行政機関等匿名加工情報、又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは、同条第2項に規定する個人識別符号となっておりますが、この第5条の規定は、情報公開条例に基づく開示請求があった場合、例えば個人に関する情報であるとか、法人の利益を害する情報といった、不開示情報がございしますが、その不開示情報に、この匿名加工情報、及び匿名加工情報から削除した情報を追加するものとなっております。匿名加工情報といっても例えばその削除した情報ですとか、加工方法との照合が行われた場合、特定の個人が識別され、加工元の個人情報が復元される可能性が捨てきれないため、そういった識別行為を防止するために、この規定を追加するものとなっております。本項の条文は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1の2の規定と同様となっております、国の法律に合わせた規定となっております。また、匿名加

工情報に関するものであることから、今回の施行条例と関連性の高い改正となるため、条例単体の改正ではなく、この附則において改正するという形をとらせていただいております。

続きまして4番、その他、第10条第3項になります。こちらは、条例案の4ページでございます。これまでは法第114条第2項の規定により通知する手数料の納付方法となっていたところが、括弧書きで、（法第118条第2項において準用する場合を含む。）という文言が追加されております。この法第114条第2項の規定による通知といたしますのは、行政機関等匿名加工情報の提案募集が行われ、それに対する審査が完了して、契約の相手方が決定した際に、送る通知となっております。この規定に準用規定があったことから、法律との整合を図るために追加するものとなっております。またこの法第118条第2項において準用する場合とは、新規に匿名加工情報を作成する場合ではなく、既存の匿名加工情報を利用した事業提案を行う場合、又は既に締結されている行政機関等匿名加工情報の利用に関する事業内容を変更する場合のことを指しております。条例案の変更箇所については、以上となりますが、これらについては、いずれも、法律との整合を図る、或いは個人情報保護委員会からの指摘に基づく、といった、あまり変更の余地がないものと考えておりますので、総務課といたしましては、答申案の方で、詳しく御審議いただく内容ではないかなというようには考えております。

○横田会長

それでは、これまでの件について、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。技術的に法律と合わせるようなものですかね。

○総務課

そうですね。市独自の提案というよりは、国の規定に合わせるといった性格が強いものです。

○川島委員

詳細に読みきれていないので、今日伺った範囲でという前提での質問で、まず形式的な質問で申し訳ないですが、資料4のスケジュールについて、検察庁協議とあるのは、何に基づいて検察と協議する必要があるのかなということです。今回、個人情報保護の視点で、何に基づいて求められてるのかなと少し疑問に思ったということが第1点です。

第2点は同じ資料4で、保護委員会に条例提出とありますが、今のこの場で審議しているこの個人情報保護審査会の答申も提出する必要がありますか。それによって公になるということだと答申自体も、情報公開請求を受けた場合、開示対象だと思いますが、より広く行きわたるとなるとその書き方については、誤解を招かないようにさらなる慎重な審議も必要になるので、保護委員会に提出する範囲について少し気になりました。

それからもう一点気にかかった点を申し上げますと、あまり詳細に読めてはいないのですが、今日の改正部分でいうと、実施機関から議会は除かれてるわけですね。それでも、議会からは議長から、この審査会に対して諮問をお願いしたいという依頼が出ていますよね。この二つの関係が少し今日の説明を聞いた範囲ではすぐに腑に落ちなかったので、情報公開請求が出た場合に、議会は実施機関でないで、そもそも対象になるのかどうかということがよく分からないのですが、なぜ議会がこの審査会に対して、調査審議をしてくださいと言っているのかということの、今回の条例の実施機関との関係において単に文言上、理解できなかつただけですが、そこを教えていただきたいと思いました。

○横田会長

3点御質問がありましたがいかがでしょうか。

○総務課

ではまず、検察庁協議に関してですが、今回、つくば市個人情報保護条例を廃止して、新たに法律の施行条例を作るという形になっております。それで、廃止前の現行のつくば市個人情報保護条例につきましては、例えば、この条例

案の6ページ第6項を御覧いただくと、「次に掲げる者が正当な理由がないのに附則第3項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された、旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって、同項第1項に係るものを、附則第3項の規定の施行後に、適用したときは2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。」という規定がございます。旧条例で罰則規定があったものに対して新しい施行条例の施行後に例えばそれが一切罰則が問われない、例えば、条例の施行前に行った行為が、新しい条例の施行後に、全て問われないという形になってしまうと、まず整合がとれないことから、こういった附則を設けさせていただいております。これに関しまして、こういった罰則の起訴ですとか、そういった業務を担当するのは検察庁の方になりますので、条例に罰則規定がある場合は、事前に依頼をお願いしますといったような通知が全市町村にきております。それに基づいて行うものとなっております、少し法的な根拠となるとすぐは出てこないですが、そういった依頼に基づくものとなっております。

○横田会長

検察庁についてはいかがでしょうか。

○川島委員

法律に基づく義務規定ではなくて、検察庁からの依頼に応じて、対応したいということだと理解しました。地方自治における罰則規定を全て検察庁に協議しなければいけないという法律があるはずがなく、地方自治の本旨に全く反して、市民の権利義務に関する変更について独自に判断するという権利がないはずがないので、少し気になりました。もちろん、国内的整合性をとるという意味で、協議することの意義は認めますが、それに従わなければならないという規定は多分ないと理解しました。

○横田会長

今の点について、何か他の委員、特に御意見ありますか。ないようでしたら

続いて答申の性格というか、開示しなければいけないのかという辺りのことについてお願いします。

○総務課

保護委員会への条例提出ですが、こちらも保護委員会からの依頼に基づくもので、これについては特段答申を提出するという規定にはなっておりません。そもそも答申を得るのもどちらかという各自治体の判断によるものになりますので、提出するのはあくまで条例のみとなっております。ただ答申案につきましては、決定後保護委員会には提出しないのですが、これまでだとその答申をホームページに公開していた場合もありまして、今回それをどうするかはまだ決まっております。

○川島委員

ありがとうございます。

○横田会長

答申は公開される可能性もあり得ると。

○事務局

そうですね。一応審査請求案件に関する答申については内容を公表するということが決められていますが、今回のような任意での諮問に対する答申については、公表の義務と申しますか、そういったことまでは規定がない状況です。今後制度が変わったということをお知らせする時に、もしかしたらそのホームページで公表する方向になるかもしれないと、そこはまだ煮詰まっていないところですが可能性としてはあり得ます。加えてもちろん開示請求の対象になるものでもあります。

○横田会長

ということなので皆さんこれから答申についてこの後審議していきますが、それを頭に入れた上で検討していただくようお願いします。それから議会との関係についてお願いします。

○総務課

議会との関係については、委員がおっしゃるように今回議会が実施機関から外れておりまして、基本的には法律の施行の対象外ではありますが、ただ審査請求があった場合の諮問に関しては、議会の方の条例で規定を設ければ可能であるというような見解が、個人情報保護委員会の方から出ておりまして、議会の方といたしましても、従来どおり、専門性を持つこの審査会に答申をいただきたく、諮問を引き続き行いたいということで、議会の方の条例にも規定する予定であることから、今回、こういった依頼が来ているものと思われま

○川島委員

ありがとうございます。別途議会の条例があって、その議会の条例に基づいてこの依頼が来たとそういう理解ですね。

○横田会長

その他、大丈夫でしょうか。

○川島委員

資料1の当日差し替え版についても質問していいですか。本当に深く読んでない表面的な質問で申し訳ないですが、5ページの先ほどの附則の改正がありましたよね。ここで、(2)で三つ言ってますよね。63条3項の匿名加工情報又は、同条1項に規定する個人情報から削除した記述、若しくは個人識別符号と、三つ挙げられています。この趣旨を理解したいのですが、そもそも個人情報から匿名化するために削除した部分は、危ない部分で、個人情報のコアですから、当然それを不用意に見せることはできないですよ。それから識別符号というのも正にその分離した個人情報を紐付けして、全体の個人情報性を明らかにする符号なのでこれも駄目だと私は思います。ただ、一番上の、匿名加工情報そのもの、これは匿名化した後の、個人情報を抜き去った後の情報だと私はこの表現だと理解しますので、先ほどの御説明でいうと、確かこの附則改正というのは、改正の5条6号、同条7号、そこがよく分かっていませんが、これが全

て三つとも、開示請求があった場合に、非開示情報として同等に扱われるというこの意味がすんなりとは理解できませんでした。明らかにこの三つは匿名性においては全く違うことをいっているのに、その三つが同じように非開示対象として扱っているように先ほどの御説明だと聞こえたので、その論理が分からなかったです。匿名加工情報というのは、匿名化して、名前とか住所除いた後の情報ですね。匿名化において削除した部分というのは一番危ない部分だと思います。名前そのものとか住所そのものですね。識別子というのは、その人の ID が何番というもので、その ID というのは、その匿名加工情報にも紐付きますし、削除した情報にも紐付くので、この ID があると両者を紐付けて、完全な個人情報を復元できるものなのでこれも危ないというのは分かりますが、匿名加工情報そのものは、非開示にするのですかね。その論理が少し分からなかったもので、教えていただければと思います。

#### ○総務課

委員おっしゃるように、まず前提として確かにこの匿名加工情報と、そこから削除した記述或いはその識別符号は、ここでは同列に扱われております。確かに匿名加工情報は、個人識別できる情報を削除して、個人を特定できないようにしたものではありませんが、ただ、どういった方法を用いても絶対に特定の個人が識別されないということを保証まではできないという、そういった懸念というか不安が国の方でもあったことから、例えば、別の記号に置き換えたりした場合、その記号の対照表等が仮に流出してしまったら、匿名加工情報と本体とを照合すると個人が特定できる可能性があるといった懸念があったことから、国の方でこういった条文を規定して、また市の方でも、確かに匿名加工情報、今後のデータ流通といった観点でいうようなものでありますが、反面、個人情報が流出するのではないかという不安が一方でありますので、そういったところを両立する上で、情報公開条例に基づく開示請求があったら、それは非開示にするといった文言を追加させていただくといったような形になっており

ます。

○川島委員

おっしゃる趣旨は分かります。万が一、全部紐付けされたら危ないから、一部分だけでも非開示対象から漏れるのは危ないからと非常に慎重に考えるとそうですが、そもそも、匿名加工情報を開示するというシステム自体は、いろいろな企業とか市民が利用して、いろいろな市民の便益とか、企業としての利益を図りたいとそういうことで促進すべき対象なので、少し疑問に思ったのは、この情報を欲しいと言って匿名加工して出したものがあつたとしたら、それはその申請者だけに出渡ったわけですね。同じものをもう1回欲しいといった場合には、同じ申請をして、同じ手数料取を取って、もうできている匿名加工情報を、同じものを渡すならば、次の申請者に対しては、事務的な合理性からいえば、多分手数料を取る必要ないですよということになり得ると思います。だって、匿名加工情報は非開示対象だから開示されないということは、匿名加工情報としてもう1回提供を申し込まなければいけなくて、そうすると今の匿名加工情報の提供を求めるしかなく、そうすると手数料がかかるということになってしまうのかなと思いました。なんというか、その申請者に対して、少し過度な手数料負担を求めることにならないかみたいな懸念があつたので、そういう懸念に対して、申請者に対して不当な負担をかけないような工夫もいるのではないかなと思ったわけです。その匿名加工として提示されたものが、情報公開法の原則というのは、何人たりとも申請できて、一度情報公開請求において公開された公開情報というのは、確か他の人も見れますよね。一度誰かに開示された情報というのは、他の人が開示請求を出さなくても確か見れますよね。法律原則から、それと同じ趣旨で考えると、匿名加工情報というものが申請者だけにしか開示されないということについて、これは法律の問題なので、多分ここで議論するべきではないと思うのですが、一般市民の皆さんに説明を求められた場合に、どのように説明するかということについて、しっ

かりと認識しておくべきだという意味で少し疑問を持った次第です。以上です。  
ありがとうございます。

○横田会長

一回開示されたものは原則誰でも見れることになってるのですか。逆に先生に質問してもいいですか。

○川島委員

私は情報公開法の趣旨がそうだと思っているだけで、運用上今どうなってるかまでは知らないです。

○横田会長

そうすると今回の匿名加工情報も1回開示されれば、本当は無料でそれを見れるのが普通なのではないかというそういう趣旨ですね。

○川島委員

運用上どうなっているか分かりませんが、そもそも何人も申請できて何人たりとも非開示事由に該当しない限りそれは、非開示事由に該当しないことをもって提供しなければいけないという状態になるので、それが電子的であろうと紙であろうと提供するわけですよ。それも開示されてしまっている情報ですから、その開示を受けた個人が、誰と共有しようがそれは制限を受けてないわけで、誰でも流通されますよね。

○横田会長

疑問点が理解できました。なるほど。堀委員何かありますか。

○堀委員

基本的に匿名加工情報って、先生のおっしゃることよく分かったのですが、匿名加工情報って、商業利用とかも想定されているので、おそらくある程度費用をかけてある企業とか団体がその匿名加工情報を手にすると、それがその後発の方が同じように考えたときに、情報公開条例で無償で取得できるとなると、ある意味フリーライドのようなことが生じてしまって、何かその一般市民が匿

名加工情報を取得したいというケースがどこまであるのかなというのが、今お伺いして、少し疑問に思ったところですね。

○横田会長

両方の種類が違うのではないかという話ですね。

○堀委員

なのでその趣旨からいくと、また二重取りにはなってしまうのは御指摘のとおりだと思いますが、やはりある程度取得するにはコストがかかるよというたてつけの方が公平なのかなという気もしました。

○川島委員

多分、あまり起こらないことなので、あまり議論しても仕方がないとは思っていますが、少し疑問に思ったということと、それから本来、知的財産として保護対象であれば、それは特許権なり、或いは著作権なり、知的財産として保護されるというのが日本の法制だと思っているので、保護対象として規定されていない限り、知識というのは基本的には保護対象でない限り自由にどこでも、流れたものについてそういう著作権性がないのであれば、この匿名加工したものに著作権があるとすれば別ですが、少し気になりました。

○横田会長

良い問題提起をしていただいて、理解が深まりました。この点について事務局から何かありますか。

○総務課

少し関連性があるかと思うのでお話すると、一応この情報公開条例においては、匿名加工情報は原則不開示、とはなっております。ただ仮に匿名加工情報が、作成した後で本当に純粋な学術研究目的での提供という話ですと、現行の条例でもやっているような、覚書を交わしての提供といったことは、法令上可能にはなっておりますので、そのことをお伝えしておきます。

それと、つくば市の情報公開条例の制度だと、一度開示決定が出たものにつ

いては確かに不開示情報がないのは確かですが、ただ、それに基づいて担当課がもう問題ないということで、広く公にしているのであれば別ですが、ただ再度そういった情報が欲しいという場合ですと、少し手間ですが再度開示請求をしていただくという、そういった仕組みにはなっております。

○川島委員

皆さんの事務の軽減のためにそういうことは長期的には多分やめたほうがいいと思いました。それだけです。ありがとうございます。

○横田会長

それは、今後の検討課題という形で取り組んでいただければと思います。議会の件については終わりましたね。今回の説明に対する御意見・御質問は、この辺でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは続いて次第の4の条例案に係る答申審議に入ります。答申案の概要について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは答申案の概要について御説明をいたします。事前に送付させていただきました資料のうち資料の2を御覧いただければと思います。

構成としましては、まず記書きの1において、結論として、つくば市個人情報の保護に関する法律施行条例案の内容は適当であると認めています。そしてその続く2で、その結論に至った判断内容を具体的に述べております。2の(1)では、第2回審査会の資料3でありました、諮問の要点に沿った検討結果を、要点ごとに、3点あったと思いますが、アからウでそれぞれ示しております。

まず、アについてですが、条例要配慮個人情報を規定しないことについて、となっております。要配慮個人情報については、法でカバーされている範囲以外に、市独自で定めるべきというほどの事実がつくば市において見受けられないため、条例要配慮個人情報を規定しないことは適当であると述べております。

続いて、2の概要としましては、行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料についてですが、つくば市では、スーパーサイエンスシティ構想において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、手数料についての規定を置くことは適当であり、そしてその額については、特別な事情は認められないため、国が政令で定める額と同額とするのも差し支えないとしております。

最後に、ウについてですが、こちらは審査会への諮問についてとなっております。改正法129条による、いわゆる審議会機能というのを審査会に持たせることは差し支えないとした上で、匿名加工情報の提案審査の過程で、当審査会に諮問することを可能とする規定についても、個人情報保護に関する専門的知見に基づく意見が必要になる場合もあると考えられるためこちらも適当としております。ただし、その場合には、論点を明確化し、必要なものに限るべきであるので、法第114条第1項各号に定められている提案審査の基準のうち、どの項目で悩んだ時に諮問できるのかということを確認に内部基準等で定めておくことを求める内容としております。

そして(2)において、上記以外の内容についても適当であると認めるとした上で、よって結論記載のとおり答申すると小括しております。

答申案の概要についての説明は以上です。

○横田会長

今全体的に御説明いただきましたが、前に投影してまして、それを見ながらその場で修正をしていくということですので、その点御協力をお願いいたします。

まず、審査会の結論は最後でいいとしまして、アのところからですね。事前に資料は送付されて、皆さん御覧になってると思うので、アということに関して何か御意見があればそこで御意見をいただくという形にしたいかと思えます。その条例要配慮個人情報を規定しないことについて、事務局の方でまとめましたが、そこについて表現或いは何かここは適切ではないとか、何か御意見

或いは御質問等ございましたらお願いいたします。

○川島委員

国籍についての議論が少しありましたよね。確かに最終的には、独自で要配慮個人情報定めるべきという程度に特に配慮すべき事実の発生は見当たらないという解釈自体には私は異論を今の時点で申し上げるつもりはありませんが、ただ長期的に、今の国際情勢等を考えた場合に、議論があったこと自体は、書き留めていただく価値があるのではないかと感じました。つくば市という100数十カ国の方の外国籍の方がいる、多様性においては、おそらく日本有数の都市に、一番多様かどうかは分かりませんが、一つの自治体で非常に多様化しているという特異性が少しあるような気がします。ですから、一番簡単な修正というのは、「つくば市において見受けられない。ただし、国籍について、要配慮個人情報として取り扱うべきかどうかという議論はあった。」というように、事実として議論があったということ自体は、それについてはあえて書かなければいけないということではありませんが、別に書き加えることによって、市側に具体的な事務が煩雑になるということも全然ないと思っています。多様な国籍に対する様々なものの見方、人の見方というのが、正にここでいうところの、人種、信条、といった、差別を招きかねない概念に極めて近い性質をますます帯びてきていると私は認識しているので、つくば市の審査会としてそういう議論があったという事実だけは書き留める価値があるのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

○横田会長

他の委員は今の川島委員の意見についてどのような意見ですか。

この前の議事録とか読みましたが、ロシアとかウクライナとかいろいろあったりして今こういう情勢になったときにどうなのかなとか、やっぱりそれは、そういう政令で認める記述にはないが、それなりに配慮はしたというようなところは入れた方がいいのではないかと御意見だと思いますが、いかがでし

ようか。

○川島委員

守るべきプライバシーの性質とか範囲の程度について、本当に条例でどこまでセンシティブに扱うべきかということは、本人の感じ方の度合いにもよるので一概には全く言えません。ただ、やはり人種、信条というものと同じように、例えば、イラクへと侵攻したときに、その個人の尊厳にかかわらず多分イラク人に対する偏見を受けた方々が非常に辛い思いをされたはずです。たまたまその国に生まれたということだけで、その人の思想とか全く関係なくそういう不利益があってはいけないということについて、議論があったということ自体は、事実かなと思いました。それを書き留めることにどういう意味があるかという、保護委員会に提出された時に、そういう意見もいろいろな地区の中の議論としてはあったという事実が、日本がますます多様な、多文化共生的な社会に向かう、少し個人情報の保護の観点とは離れますが、国籍とかにかかわらず人権を尊重することに非常に配慮している国の制度の作り方の過程があったということ自体は、残されていった方が、多分、将来的には好ましい事態が発生する可能性があると思います。

○横田会長

中田委員何かありますか。

○中田委員

今川島委員がおっしゃったようなことが、事実として議論があったのは、もちろん分かっていますが、これはあくまで個人的な意見ですが、答申案として、確かにその事実はありましたが、それを載せることについては少し消極的かなとは考えております。国籍の話が出たのは事実ですし、本当におっしゃることは分かりますがという前提ですけどね。

○横田会長

麻生委員何か御意見ありますか。

○麻生委員

前回出席していないものですから、細かい具体的なことまでは少し分からないのですが、私もどちらかといえば中田委員と近い考えといたしますか、非常によく分かるのですが、ここに載せなくてもいいのではないかなという感じはいたします。

○横田会長

堀委員は何かありますか。

○堀委員

なかなかもうその悩ましいなと思っていて、確かに、おっしゃるように国籍が本来当然それによって差別されるべきであってはならないというのはおっしゃるとおりで、議論があったのも事実なのですが、答申に書くとなるとやはりある程度、審査会としてその点を重要視していて、今後、盛り込む可能性があることをある程度積極的に評価しているということを述べているに等しいことになるかなと思っていて、そこからいくと特にこのつくば市において国籍が突出して記載されるべき事項かということで、そこまでには至っていないのかなとは考えています。なので意見としては少し消極的ですかね。

○横田会長

川島委員いかがでしょうか。

○川島委員

皆さんの意見に従います。

○横田会長

ありがとうございます。こういう問題提起はとても大事だと思います。

では委員全体の御意見としては、それは特に記載しないということによろしいでしょうか。他に何かアの点について、御質問ございましたらお願いします。

(各委員発言なし)

それでは、アについては案のとおりということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、イの行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料についてというところですが、何か御意見或いは御質問ございましたらお願いいたします。

○川島委員

質問ですが、これは別に修正が必要とかそういうことはありませんが、国の手数料について、前提認識として、必ずしも正しいわけではなくて、その積算根拠が非常に怪しい場合があるので、政令だからそれがいいという判断は、そういうようにニュアンスとして感じたので、少し疑問に思ったというのが第1点で、意見です。

それからもう一つ少し気になるのは、例えば、つくば市のいろいろな交流センターなどの施設の使用料金って、市民か市民でないかで違うと思うのですが、例えば図書館であれば、市民か或いは通勤通学してる人が資料を借りることができます。要するに、様々なこの手数料に関して、多分今までも差を設けていないので別にここで今更議論するのは変だなとは思っているので別にここで改正し、修正して欲しいとまでは思いませんが、手数料に関して市の考え方は全体として必ずしも整合してないという感じがします。要するに、納税者であり、公有財産の所有権を構成する主体であるそのメンバーに対して減免するという考え方は当然ありますよね。株主優待みたいなものですね。そもそも所有者の構成員ですから。いろいろな手数料を見ると、ものによって、市民に減免したりしなかったりするのですが、これは法令上の整合性の話だと思いますが、手数料規定を考えるとときには、そこは今後少し注意した方がいいと思います。ものによって減免しているものと減免していないものがありますね。これも国にも聞きたいのですが外国籍の方から、本当に匿名加工情報を求められたときに、全く同等に手数料は一緒でいいのかという疑問は、おそらく出てくるはずなので、情報のもともとの所有者は市民なわけで、情報は、市民に返るということです。もともとの所有者に渡す手数料とそうでない手数料、その所有者でない人と所

有者である人に対する手数料が同じであると、簡単に考えていいのかどうかは、これも単なる問題提起ですが、若干、少し違和感を覚えました。

○総務課

ありがとうございます。匿名加工情報の手数料規定に関しては、一応国の見解ですと、結局その情報が一つの自治体に留まるのではなく広域的に使われる可能性があるという観点から、手数料の額は、特に自治体によって分けないよにといった考えが一つございます。

それから、先ほどの使用料は市民とそうでない人と分けている場合があるのは確かだと思います。ただおそらく、その匿名加工情報に関しましては、おおよそ提案をしてくるのは企業である可能性が高いかなと思ひまして、かつ自分たちの事業に使うことが多いかなと思われます。一方施設使用料は、どちらかというと一般市民の方が使われるというところがございませうので、そういった使用料の性質の違いというのもあって、そこは片方は市内市外と分かれて、もう片方は一律になってしまうというのも、少しやむを得ないのかなと思ひております。

○川島委員

納得してませう。ただその法人住民税の所属地というのは一つですから、その意味で法人は住所を持てませう。法人税収ていうのは、景気によって変動しますし、つくば市はあまり多くないですが、多いところは半分くらい行きますので、それに対する権利というものが全く一般、個人と同等に扱ていうことが実は今の行政のたてつけとして、少し私自身は違和感を持ていて、その地域の、あと企業振興とかつていう観点で言へば、個人と同じように、そこに本籍を置く企業に対する優遇措置というものも、論理的には考えられるだろうと思ひました。

○横田会長

なるほど。その辺の御意見もあつたということで、留め置ていただければ

と思います。そのイの手数料についてのこの表現等ですが、特にこのままだとか、こういう表現がいいとか、そういう気が付いたところはありませんか、事前にお配りしたと思いますが、特にございませんか。

○川島委員

コメントだけですが、この額は、企業によって膨大に払うところがあり得るというものが、定額設定されてるといふ、そういうものだといふ御認識をいただきたいなと思います。企業にとって見ると、非常に大きな額を払っても欲しいという場合があるにもかかわらず、定額設定の事務料金だといふのは、財政運営上はもったいないという話もあると思います。

○横田会長

イについては表現的にもこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では案のとおりということで、お願いしたいと思います。決まりました。それでは、ウの審査会への諮問について、諮問規定をおくということで、この点内容についての質問或いは御意見、表現に関する御意見等ございましたらお願いいたします。

私から純粋な質問です。内部基準等で定めておくといふのは具体的にどういふことでしょうか。どこが、どういう形で定めるのでしょうか。一番最後のところでは。

○事務局

内部基準で定めておくことといふのは、前回の審査会で議論があった部分になります。まず、想定してる基準の内容については、匿名加工情報を欲しいという提案があった場合に、それに対して審査をして提供するか否かの判断を行うはずですが、その審査基準が、改正法 114 条第 1 項各号に定められております。ただその中には、経済にどれくらい寄与するのとかかそういったニュアンスの項目もあり、前回の審査会の中で、これらの項目につき全てが全て、この

審査会に諮問すべき項目とはならないのではないかというお話がありました。それではそのうちどれがこの審査会に諮問することがあり得る項目なのか、ということを決めておいた方が良いというお話があったと認識しており、それを基準として明確に決めておくことを求めるという趣旨で、こういった案にさせていただきます。

また、基準を定める主体としては、今のところは、つくば市長というところになってくるのかなと考えております。そのスタイルというか、形式としましては、規則というのが最上位なのかなと思っておりますが、それ以外でもこれについてということが明確に定まっていればそれで十分かなと思っておりますので、規則ということにとらわれず、任意のものでも問題ないのかなと、個人的には考えているところでございます。

○横田会長

ありがとうございます。これは答申であって、求めるということではありませんが、絶対そうしなければならないというわけでもないのですよね。答申として、それを求めるということですね。

堀委員お願いします。

○堀委員

この点に関して、今後どの程度審査しなければならないものが出てくるかということにもよりますが、結構形式的に判断ができそうなものも、最初の間は特に出てくるような気もします。なので、必ずしもこういう形で、全員集まって、会合を開くということにこだわらず、書面審査であったりとか、何かいろいろな方法でひととおり第三者がチェックするというような方法もありなのかなと少し思いました。多分、最初は諮問にとりあえずかけるということになるのかなという気もしないでもないもので、今後の運用として、件数が非常に多くなってくるようなことがあればそういう形もありかなと思っております。

○横田会長

今の御意見はここに入れなくてもいいということですね。

○堀委員

単に今後の見通しというか、考慮要素という感じですね。

○横田会長

留め置いていただければありがたいと思います。その他に何かございますでしょうか。

○川島委員

論理的に考えると匿名加工の判断が結構難しいので、でも諮問は項目を絞って行うべきで、内部基準は市役所の事務部門で考えるというこの論理が成り立つということは、内部基準の中で、匿名加工についてのこういう判断はもう事務的に処理できますが、それ以外はできませんという書き方だと思いますね。要するに、難しい事項がどれかということの規定するということ、難しさの判断を回避してる人はできないですよ。この意味での内部基準というのはその、難しい判断をお願いしますと言ってる人が、そのどの部分を外にお願いするかの基準は、私たちがつくると言っているときに、私たちはこれは判断できるがこれ以外は判断できないから諮問するという基準の定め方で、これが難しいという、難しい事項自体を特定する判断能力がないということを行っている基準ですから、この内部基準の性質については、こういう論理でいうとそうなるであろうと私は考えます。そうすると多分この内部基準の論理としては、こういう事項は審査会に委ねるという書き方ではなくて、こういう事項以外は委ねるという書き方になるのではないかと思います。

○事務局

川島委員がおっしゃるとおりかなと思っております。その難しさの判断ができない市側が、その基準に判断ができないものを定めるということは難しいという御意見ですよ。そのとおりかと思えます。

○横田会長

実際には基準って、どこがどう決めるのですか。形式的には市長にしても、担当部署には伝わったりするのですか。今の御意見とか、せっかく意見を出していただいたので。

○総務課

先ほどの規則になるかそれとももっと内部基準になるかという点もありますが、おそらく基本的に市長に決裁などを求めた上で策定することにはなると思っていますので、御意見を伝えることは可能かと思えます。

○横田会長

堀委員の意見についてもそうですし、良い意見が出ていると思えますので、活かしていただければいいかなと思えます。よろしくお願いします。

中田委員何かありますか。

○中田委員

先ほどの川島委員の御意見なんですけどそうするとあれですか、この文章だと、その諮問が必要な場合にそれらの基準のうちどの項目は、諮問事項となり得るかというのを明確に内部基準で定めておくことを求める、というところを少し修正するような形になりますか。

○川島委員

この内部基準は一体どういう性質の基準かということは、見る人が見ればすぐ分かりますよね。この基準の定め方をどうするのかということについての議論の余地が残ってしまうことが少し想定されるので、ここである程度その内部基準の性質について少し言ったほうがいいかなと思えます。もちろん共通の理解のもとで、その基準を定めるとなると多分、これ以外は諮問するということになると思うのでここに書かなくてもいいのかもしれませんが、これ何か論理的に少し何か歪んでいます。ですがその歪んでいる部分についての説明がないと、説明不足な感じなので、その内部基準について、どの項目がなり得るかというよりもどの項目が、諮問対象とならないかということを書く方が適切な

気がします。外れるものは全部諮問という方が適切なような気がします。ただそうすると、結構読みづらいかもかもしれません。この各号の項目というのはもう限定列記されているのですかね。

○総務課

はい。されております。例えば形式的なところで言いますと、欠格事項に当たらない、未成年者でないとか、心身の故障がないとか、或いはその個人情報ファイルが、向こうが提案してきている数が1,000人以上であるとか、そういったところは当然、事務局で判断可能かと思えます。一方この事業が新たな産業創出、また活力ある経済社会若しくは、豊かな国民生活の実現に資するものであるかどうかであるとか、その匿名加工情報の利用の目的及び方法が、その本人の権利利益を保護するために適切なものであるかどうか、などがございます。なので、ある程度この中で、おっしゃるようにこの部分であれば事務局で判断できるということを選別することは、可能だと思います。

○横田会長

一方、114条に掲げるそういうのをもし盛り込むとしたら今少し表現が出てましたが、どの項目が該当するのでしょうか。

○川島委員

よろしいですか。私この7号まで勉強した上で意見申し上げたわけではないので、この中で、明解にこれは諮問にかけるといって言い切ってもらって、かけない事項を明らかにその事務的判断だということ切り分けられるのであれば、別にこのどの項目が諮問事項となり得るのかという表現であったとしても問題ないと思います。私は答申の内容だけ見て、少し論理的に申し上げただけで、実際のこの114条の、1号から7号まで見ると、今おっしゃっていたように、もう本当に形式的に判断できる部分と、そうでないこの審査会の目を通した方が最終的に安心できる判断になるかどうかということ、切り分けられるとすれば、「なり得るのか。」という表現でも、可能かもしれません。

今7号まで全部きちっと読んではいないので少し心配ではありますが、ですから、現実問題として僕はこのままで問題ないと理解しています。

○横田会長

分かりました。この表現のままでいいということですね。中田委員どうですか。

○中田委員

いいと思います。

○横田会長

麻生委員どうですか。

○麻生委員

問題ないかなと思います。

○横田会長

その他にこのウの審査会の諮問について何か表現等についての御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

(異議なし)

それではウについても答申案のとおりとしたいと思います。他の点についてはいいですか。一番最初の適当であると認めるという結論的なところとかはそのままでよろしいですね。

(異議なし)

結論的には今回作成したその答申案のとおりで、委員の皆様の同意が得られたということになります。これを答申と決定してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。では、これを答申として決定いたします。以上で施行条例案についての審議は終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

それでは次第の5、今後の予定について説明させていただきます。答申書については、御審議いただきましたとおりに確定させ、市長宛てに答申いたします。この答申を踏まえて、条例案を12月議会に上程し、令和5年4月1日の施行を予定しております。本件につきましては、大幅な法制度の変革に伴い、非常に重要な案件でしたが、全3回に渡り慎重かつ丁寧に御審議、御検討いただき、誠にありがとうございました。

なお、別件ですが、現時点で、PIAについての諮問が2件あり、11月にまた、第4回を開催したいと考えております。日程調整については、追ってメールで御連絡させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。今後の予定についての説明は以上です。

本日も、長時間にわたりまして、御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。今後も情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして、令和4年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。